

けんぽだより

volume **18**
臨時号

2011.3 三井住友海上健康保険組合

～高齢者医療制度改定による健保負担増への対応～

保険料率の引上げと付加給付制度の改定を実施します。

健保組合の財政は、高齢者医療負担金の増加により大幅に悪化する見通しとなっています。このため、昨年12月の『けんぽだより』17号でお知らせしましたとおり、医療費自己負担限度額の引上げと健康保険料率の段階的引上げ^(注)を行う方向で対策を検討してまいりましたが、厳しい状況は変わらず、2月21日に開催の組合会で、平成23年度に実施する改定内容が決まりましたのでお知らせします。

(注) 健康保険料率改定の昨秋の見通し
平成23年度：1,000分の63
……今回確定
平成24年度：1,000分の68
平成25年度：中長期に収支が均衡する料率を検討

1 健康保険料率の改定

(単位：千分率)

	現行	改定後
被保険者負担料率	19.0	21.5
事業主負担料率	39.0	41.5
合計	58.0	63.0

改定時期 平成23年3月(4月給与控除)分から。
(任意継続被保険者は平成23年4月分から)

2 付加給付制度の改定

医療機関受診時の窓口一部負担金(原則3割)の自己負担限度額を5,000円から25,000円に上げます。

付加給付金額 = 窓口一部負担金 - 自己負担限度額

(100円未満は切り捨て)

付加給付金額はレセプト単位で計算しますが、今回の改定以降、調剤薬局のレセプトは、処方せんを発行した医療機関のレセプトと合算して計算することとなります。

改定時期 平成23年4月1日以降の医療機関受診分から。

3 介護保険料率の改定

(単位：千分率)

	現行	改定後
被保険者負担料率	4.2	4.6
事業主負担料率	4.2	4.6
合計	8.4	9.2

改定時期 ①の健康保険料率と同様です。

健保組合は国に代わって介護保険料の徴収を行っています。保険料率は各年度に納付すべき金額に応じて毎年決定しますが、平成23年度は1,000分の9.2となり、改定が必要となったものです。

厳しい財政状況に
ご理解・ご協力
をお願いします

平成25年に予定されている高齢者医療制度の抜本改革が不透明さを増しているなど、厳しい事態が続いています。健保組合としては、より効率的な事業運営に努めてまいりますが、皆様におかれましても、健診結果に応じた生活習慣改善等の健康づくり、適切な医療機関受診、またジェネリック医薬品への切替等にご留意くださるようお願いいたします。

保険料率・制度改定の背景については昨年12月発行の『けんぽだより』17号を参照ください。
『けんぽだより』は、健保インターネットホームページの【機関誌バックナンバー】でもご覧いただけます。